## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	山崎丹照著『内閣論』
Sub Title	T. Yamazaki : On the cabinet
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1953
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.26, No.7 (1953. 7) ,p.67- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-19530715-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

## 山崎丹照著

## 『內閣論』

閣制を説明するにあたり、 にいたつたと述べられる(序参照)。なお、本書は明治 憲 法下の内 ろが今日いかに實現せられたかを明かにするため、本書を公刊する を異にして再現された。そこで、著者は舊著の序文に指摘したとこ 折をへて今日にいたつた。内閣制度も亦明治憲法下のそれと全く趣 算に迫られてゐることは、正に其の所と謂はなければならない。」と 然として半世紀前の古色蒼然たるものである。それが今ある種の精 献であつた。この書の序文に著者は、「我が内閣の制度機構は、依 隨所に豐富な資料を掲げ我が國内閣制を研究するため必讀の參考文 明治憲法の内閣制にまつわる諸問題を論じたものである。その間 を公にせられている。この書は稿を明治維新におこし、太政官を制 いわれ改正の必要を説かれる。その後十年、我が國は幾多の紆餘曲 著者山崎丹照氏は、かつて、 および、この制度の内閣制へ及ぼせる影響を論述し、更に、 舊著を引用し、 「内閣制度の研究」 あるいは、舊著にのべら (昭和十七年)

本書は舊著の改訂再版といいえよう。れた事質にたいし現代的解釋を下される。この意味で書名こそ異れ

二 次に本書の內容を簡單に紹介する。王政復古後の我が國は三二 次に本書の內容を簡單に紹介する。王政復古後の我が國は三十 次に本書の內容を簡単に紹介する。王政復古後の我が國は三十 次に本書の內容を簡単に紹介する。王政復古後の我が國は三十 次に本書を表する。王政復古後の我が國は三十 次に本書の內容を簡単に紹介する。王政復古後の我が國は三十 次に本書の內容を簡単に紹介する。王政復古後の我が國は三十一次による。

この政體書による中央行政機構は「職員令」(物当用)により根本この政體書による中央行政機構は「職員令」(物当用)により根本のであることはできぬ。そこで、その形式を古い王朝制度に倣つたのであることはできぬ。そこで、その形式を古い王朝制度に倣つたのであることはできぬ。そこで、その形式を古い王朝制度に倣つたのであることはできぬ。そこで、その形式を古い王朝制度に倣つたの範を求めるう。

紹介と批五

便宜省略する。 に對し常に資料を附記し、細目にわたり論ずる。しかし、これ等は、その後、太政官々制は屢々改正されている。本書はこれ等の改正

さて、このような太政官制度は明治十八年の「内閣職権」により との関係の残溶が一掃されたことを表わし意義が深い。更に、この「内閣職権」はいろいろの意義をゆうする。 を雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付く能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付く能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付く能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付く能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付く能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付く能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付く能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付く能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付く能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付く能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付人能はず」へもと雖も、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近付の別窓理大臣の地につき、その関係に公願として、内閣職権」とよりと雖も、常に春日神の子孫にあらざれば之に近けるとまりは、「内閣職権」は近代的内閣制度の創設といいえよう。

たるの地位に引下げた。かかる改正は明治憲法にいう國務大臣平等たるの地位に引下げた。かかる改正は明治憲法にいう國務大臣を内閣議長をである。本制度は、「立憲政治は大臣の責任を明かにせねばなら度である。本制度は、「立憲政治は大臣の責任を明かにせねばなら度である。本制度は、「立憲政治は大臣の責任を明かにせねばなら度である。本制度は、「立憲政治は大臣の責任を明かにせねばならた。」との結果できたのが明治廿二年の「内閣官制」による内閣制られ、このような内閣制度も明治憲法が制定せられるや改正せしかし、このような内閣制度も明治憲法が制定せられるや改正せ

細目にわたり詳細に解説し内閣制度の變遷(第一章)を結ぶ。止めねばならぬ。本書は「内閣官制」の意義を論じた後、本官制をの獨立とが後にわが國内閣制の内在的な缺點となつたことも記憶にの原則の當然の歸結であるかもしれぬ。しかし、この原則と統帥權

にともなう宿命的缺陷はこれのみにつきるわけではない。本書はこ 俟ちますます内閣の基礎を薄弱にしていつた。明治憲法下の内閣制 治憲法は兵政分離主義を固守していたが、これが閣僚の平等性と相 節の變遷にともない次第に凋落し、大政翼贊運動・翼贄政治會・大日 が、その一として明治憲法が政黨に對し消極的乃至否定的態度をと て消滅してしまつた。この點につき多くの原因が存在するであろう 『化乃至軍國主義的傾向が一度生ずるや、政黨政治はたちまちにし が政黨内閣的色彩を帶びたこともあつた。しかし、日本のファッシ 政黨とは分離しえざる關係にあるので、明治憲法下においても内閣 この任命にさいし元老・内大臣等近代的國家機構とおよそ無緣、 閣は、第一に内閣總理大臣任命方法がきわめて曖昧不合理であつた。 と題し、内閣制度の本質的缺點を各方面より論ずるが、本章はまさ つていたことを見逃しえない。故に、一時隆盛をきわめた政賞も時 つ、責任のきわめて不明瞭な者が關與している。第二に議會制度と に本書の中心部分をなしているごとく感ぜられる。明治憲法下の内 の間の事情を常に政治現象に立脚しつつ論じつくしている(第二章)。 本政治會という官製的政治結社が順次誕生したのである。更に、明 本書の第二章は「明治憲法の下における内閣制度の宿命的缺陷」

三 次いで、本書は現行憲法下の内閣制度の説明をおこなつてい

る。 閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負う。『従つてこの限 法・内閣法の條文を中心として考察をすすめている。 えられぬし、 その他の議案を國會に提出し……」において憲法改正案はその他の 度においては、新憲法下における内閣も、 ることも亦やむをえない。例えば、天皇の國事行爲は、「常に、『内 れぬ。さらに、著者の優れた考察は各所に散在し、兩々相俟ち大い れとて單なる條文のみの解釋に終始せずその間常に實例の引用を忘 權が内閣にも存するということは技術的要請でなかろうか。そうす 改正案を漠然とふくませるのは幾分疑問が残る。また、法律案提出 できるからといつてそれが當然憲法改正案にまで擴張できるとも考 議案の中に含まれる』(原文要約三九六頁)とい われるが、 さらに、『内閣法第五條の、「内閣總理大臣は、……法律案、 案權を認めてもその不可なる所以を知らぬ。」(原文要約三九六頁) らぬ實益と理由はどこにあるのだろうか。また、憲法改正權にかん 三頁)といわれるが、わざわざ内閣を天皇の輔弼機關といわねばな 同じく、天皇の輔弼機關としての地位を有するものである。」(二八 が樹立されていない點が多いので、著者の主張に對し反對說の存す に参考となつた。しかし、これ等の部分は學界においても未だ定說 と憲法改正案とは何れが重要なのであろうか。内閣は法律案を提出 にいう議案の内に含まれるから憲法改正案についても内閣にその發 内閣にも憲法改正權のあることを主張され「法律案は第七二條 ただし、説明にあたり第二章までの方法を一擲し、憲法・國會 憲法改正についてもなおかかる技術的要請が必要なのであろ 内閣法第五條のその他の議案の内に重要なるべき憲法 明治憲法の下におけると もちろん、こ 豫算案

> が、議會を以て執行權を牽制し、阻止し、弱化する機關と考えたこ ると難じ、内閣と國會の關係を「嘗つて封建的ないし専制的な勢力 ている。すなわち、その説くところ、政黨の役割の重要性を指摘し れる。理想はまさにその通りである。 的な批判を興えるところに、その機能がある。」(四三八頁)と結ば であるとともに、國民各層の意思と利益を統合しつつ、政府に建設 おける議會は、むしろ優れた指導者の出現を可能にするための道場 機能だと考えることは、大いなる間違いである。現代の民主政治に おいて、依然として政府を牽制し、阻止し、弱化することが議會の れ、執行權そのものが國民意思によつて形成されるところの現代に とも當然である。しかしながら一體的な國民の自己支配が實現さ が執行權を構成していた時代においてはこれに對抗した第三階級 つつ現代の國會をもつて、十八世紀の道具により廿世紀の仕事をす の法律論(就中解釋論)に對し純然たる政治論的立場より論ぜられ 内閣制度をめぐる若干の問題」が提起されている。これは本章前半 このように現行内閣制度を解説した後、本章の結論をもかね「新

紹介と批評